大口町告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

大口町長 鈴木 雅博

町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
858	町道	下小口一丁目 166番1地先から	平成 28 年 12 月 26 日
	下小口 158	下小口一丁目 168 番地先まで	
	号線		

町道路線の供用開始

